

鳥取労働局発表

平成27年11月26日

担当	鳥取労働局雇用均等室 雇用均等室長 廣瀬 真理 地方機会均等指導官 澤渡 恭子 電話 0857-29-1709
----	--

担当	鳥取県 元気づくり総本部元気づくり推進局 男女共同参画推進課 課長補佐 稲田 誠一 電話 0857-26-7075
----	---

女性活躍推進法に基づく

「一般事業主行動計画策定」のための相談窓口の設置について

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）及び鳥取県（知事 ひらい しんじ 平井 伸治）では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく「一般事業主行動計画」の策定に取り組む事業主への支援を行うため、標記相談窓口を設置します。

○設置日

平成27年12月1日～

○設置場所

鳥取労働局雇用均等室

鳥取市富安2丁目89-9

TEL 0857-29-1709

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局男女共同参画推進課

鳥取市東町1丁目220番地

TEL 0857-26-7792

○女性活躍推進法のポイント

平成28年4月1日までに事業主は

①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析

②行動計画の策定・届出

③情報公表

などを行う必要があります。

（常時雇用する労働者301人以上の事業主は義務。300人以下の事業主は努力義務。）

添付資料

・一般事業主行動計画策定のための問合せ・相談窓口の設置について